

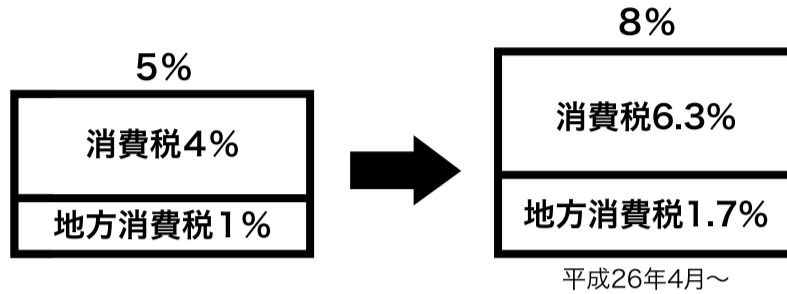
# 町の施設使用料なども変わります

4月1日から  
引き上げて



4月から消費税(国・地方)が8%へ引き上げられ、社会保障の財源に充てられます。1997(平成9)年に5%(うち1%は地方消費税として地方自治体の財源に配分)へ引き上げられてから17年ぶりのアップとなります。町でも水道料金や下水道使用料、し尿処理手数料などの生活インフラ部分の料金、また町民文化センター・公民館(展示ホールなどを含む)、町の施設の使用料も引き上げられることとなります。町民の皆さま、ご利用の方々にはご理解とご協力をお願いいたします。

## 消費税率(国・地方)が引き上げられます

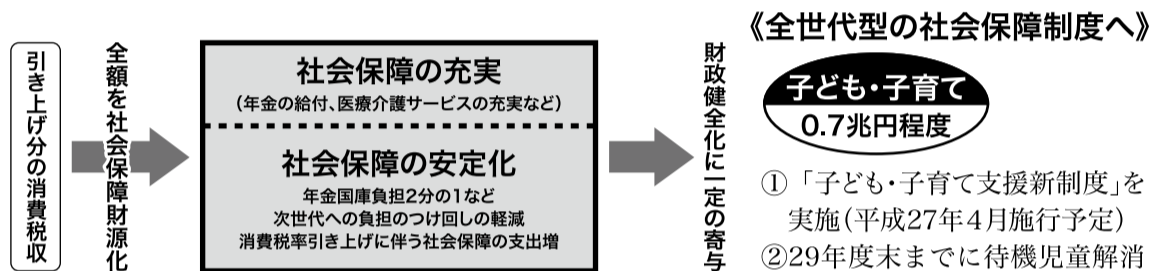


※地方消費税とは、国税である消費税と同様に事業として行った商品の販売、サービスの提供などの国内取引や外国貨物の引き取りに対して課税される都道府県税です

※消費税率10%(消費税7.8%・地方消費税2.2%)への引き上げ時については、改めて経済状況などを総合的に勘案した検討を行います

## 引き上げ分の消費税収(国・地方)はすべて社会保障財源化されます

(内閣官房・内閣府・総務省・財務省・厚生労働省作成『社会保障と税の一体改革』より抜粋)



医療・介護  
1.5兆円程度

- ①病床の役割の分化・連携強化、在宅医療の推進(26年度から実施)
- ②地域包括ケアシステム構築の推進(27年度から実施)
- ③医療介護の保険料を所得に応じて見直し

年金  
0.6兆円程度

- ①遺族基礎年金の支給対象を父子家庭へ拡大(26年4月施行)
- ②受給資格を被保険者期間25年から10年に短縮し、より多くの人を年金受給に結びつける(27年10月施行予定)

## 生活環境



▲麻子の配水池

## 水道料金・下水道使用料の改定

- ・4月1日からの消費税率の引き上げに伴い、水道料金・下水道使用料も8%の消費税率が適用されます。
- ・経過措置として、4月1日前からの水道・下水道継続利用者には、4月1日以後の初回の検針分に限り旧税率の5%が適用されます。
- ・上下水道料金への差額(影響額)としては、標準世帯(2カ月で50m<sup>3</sup>使用)の場合は、下表のとおり2カ月当たり227円の増額となります。

区分	現行消費税率(5%)	改正後消費税率(8%)	差額
水道料金	3,622円 (うち消費税172円)	3,726円 (うち消費税276円)	104円
下水道使用料	4,296円 (うち消費税204円)	4,419円 (うち消費税327円)	123円
合計額	7,918円 (うち消費税376円)	8,145円 (うち消費税603円)	227円

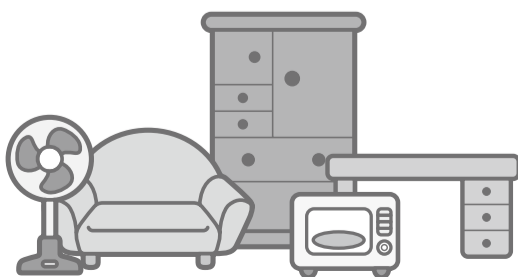
## ●加入負担金も変更になります

- ・4月1日以降に給水装置(水道メーター)の新設・増設などを申し込まれるものに対しては、消費税率8%が適用され経過措置はありません。

## 粗大ごみ収集・し尿処理手数料の改定

- ・粗大ごみの収集手数料とし尿処理手数料に4月1日から8%の消費税率が適用されます。引き上げによる影響額(現行手数料との差額)は粗大ごみで1個当たり30円、し尿処理手数料は1カ月1回1人当たりで10円となります。

区分	現行消費税率(5%)	改正後消費税率(8%)	差額
粗大ごみ収集手数料(1個)	1,050円 (うち消費税50円)	1,080円 (うち消費税80円)	30円
し尿処理手数料(月1回/人)	378円 (うち消費税18円)	388円 (うち消費税28円)	10円



▲一辺が50cm以上は粗大ごみ扱いになります